

武漢市における出張サービスのお知らせ

在中国日本国大使館

日本国大使館は、武漢商工クラブのご協力を得て、領事出張サービスを行います。
今回行う業務は、下記のとおりですので、この機会を是非ご利用下さい。

(尚、やむを得ない事情により突然変更になる場合がありますので、事前に当館HPで御確認下さい。)

本領事出張サービスをご利用される在留邦人の方は、1月12日(月)までに、武漢日本商工クラブにE-mailにてお申し込み下さい。来場時間は予約制となりますので、希望の時間帯がある方は早めにご予約をお願い致します。また、当日の業務に必要な書類等で不明な点は、事前に大使館領事部にご連絡ください。

(大使館HP：http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j.htm 大使館領事部TEL：010-6532-6539/6964)

領事出張サービス

日時：2015年1月17日(土) 9:00～12:00

場所：みずほ銀行(中国)有限公司 武漢支店

(武漢市漢口解放大道634号新世界中心A座5楼、TEL：027-8342-5152)

申込先：武漢日本商工クラブにE-mailにてお申し込み下さい。(申込締切り 1月12日(月))

メールアドレス：jciwuhan@smartcore.jp

電話：027-8220-0888(ex500)、FAX：027-8221-1888

申請者：当事者本人が申請(未成年のパスポート申請は、必要書類が変わりますので、必ずご確認下さい)

必要書類：基本は以下のとおりですが、個別の状況によっては必要書類が変わってきますので、事前に大使館領事部までご確認下さい。

受付業務

1. 在外選挙人名簿登録申請(手数料無し)

在外選挙投票をするには、事前の登録が必要です。選挙人名簿登録には、申請後2～3ヶ月を要します。是非、この機会をご利用下さい。

パスポートのみで申請可能(3ヶ月前にパスポートを更新された方は前パスポートも必要)。

但し、パスポートに「外国人居留許可」を取得していない方、同居家族(日本国籍)による代理申請を希望する方は、事前に大使館領事部にご連絡下さい。

2. パスポートの新規申請及び切替申請(申請受付のみ。受取りは北京まで来ていただく必要があります)

但し、北京の大使館領事部にて1月12日(月)までに申請された方は当日受取りが可能です。

※幼児及び未成年者の申請は、必ず事前に大使館領事部に確認して下さい。

手数料は10年(1,000元)、5年(690元)、12才未満(380元)

※新規申請：パスポート、6ヶ月以内発行の戸籍謄(抄)本、写真1枚(注)

※切替申請：パスポート、現有パスポートの記載事項(本籍地他)に変更がない場合、原則、戸籍謄(抄)本は省略可能。写真1枚(注)

(注) 写真サイズは縦4.5cm×横3.5cm(顔の長さが3.2～3.6cm)、6ヶ月以内撮影、無背景(白色が望ましい。)

3. 在留証明(手数料75元)

パスポートと居住している現住所が確認できる公文書(外国人就業証、臨時宿泊登記表等)が必要。

「申請理由」「提出先」「日本の本籍地」「省略されていない正確な中国の現住所(日本語)」を記入できるようにして下さい。

4. 署名証明(2つの形式がありますが、署名すべき書類が無く、署名のみを単独で証明する形式に限る)

手数料105元)パスポートのみで申請可能。「使用目的」「提出先」「居住している正確な現住所」を記入できるようにして下さい。

5. 在留届(新規、記載事項変更、帰国・管轄外転出。)

パスポートのみ。在留届は電子届が可能です。<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/> また当館HPからも提出できます。同居家族がいる方は、同居家族のパスポート番号、到着日等を事前に確認して下さい。